

【ABC 消費者情報 Vol. 127】

◎ 4月の新生活トラブルに注意

春は進学・就職で一人暮らしを始めるなど、生活環境が大きく変わる方も多いことでしょう。今回、社会経験の少ない若者に多いトラブルを紹介します。

■気づけば多額の借金に！

○初めて持つクレジットカードの使いすぎは、気づかないうちに多額の借金になることもあります。支払残高に注意して、計画的に利用しましょう。

○クレジットカードには、翌月一括払いやリボルビング払いなどの支払方法があります。利息や手数料にも注意しましょう。

○借金返済のための借金は、絶対にしてはいけません。

■知らない人のSNS情報は確認をしっかりと！

○「SNSで知り合った人」の情報やSNSの書き込みが消費者被害のきっかけになることもあります。

○安易な契約は禁物です。「必ず儲かる」「楽して儲かる」などのSNSでのやりとりをうのみにしてはいけません。

■「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入だった！

○低価格で購入できると思って商品を申し込んだが、実際は定期購入が条件になっていたという相談があります。

○商品を注文する前に、定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約条件をしっかりと確認しましょう。

■不安に感じる事があれば、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611